

高度地区の適用緩和及び適用除外
に関する許可手続

目 次

I	許可に係る手続	1
II	公開空地等の標示板	3
	附則	3
様式	高度地区適用緩和・適用除外許可事前協議書	4
	高度地区適用緩和・適用除外許可事前協議結果通知書	5
	土地利用調整関連条例等の手続状況	6

横須賀市都市部
令和 7 年(2025 年)11 月

I 許可に係る手続

(1) 高度地区適用緩和・適用除外許可事前協議書の提出

高度地区の適用緩和及び適用除外の許可を受けようとする者（以下「事業者」という。）は、横須賀市土地利用基本条例第8条に基づく土地利用関連法令の確認の申し出又は同条例第9条に基づく大規模土地利用行為の協議（事務担当は都市計画課）を市長と行い、同条例第8条第3項による回答又は同条例第9条による協議結果の通知を受けた後、高度地区適用緩和・適用除外許可事前協議書に都市計画法等施行取扱規則（以下「規則」という。）第31条第2項に掲げる図書を添えて市長に提出し協議（事務担当は建築指導課）を行うものとする。

(2) 高度地区適用緩和・適用除外許可事前協議結果の通知

市長は、事前協議書が提出された場合、計画建築物の高さ緩和等について許可基準により審査しその結果を協議の申し出を行った事業者に通知する。

(3) 高度地区適用緩和・適用除外許可申請

事業者は、特定建築等行為条例に基づく承認申請、適正な土地利用の調整に関する条例に基づく承認申請及び景観条例に基づく届出を行った場合、規則第31条に基づく高度地区適用緩和・適用除外許可申請書を市長に提出することができる。なお、当該事業が都市計画法第32条に基づく協議が必要な場合には、当該公共施設の管理者等の同意を得た後とする。

(4) 建築審査会の開催

市長は、高度地区適用緩和・適用除外許可申請を受理した場合、特定建築等行為条例に基づく承認、適正な土地利用の調整に関する条例に基づく承認の審査により計画が定まったことが確認できた後、建築審査会を開催し同意を求める。なお、当該事業が都市計画法第29条に基づく開発許可申請が必要な場合には、当該許可申請がされ、担当課による審査により計画が定まったことが確認できた後に建築審査会を開催し同意を求める。

(5) 事前協議・許可申請に明示する事項

敷地周辺地に対しての都市防災や日常生活などの面で市街地の環境の整備改善に資する計画であり、日影環境等や敷地周辺の特性に配慮した計画であることの設計趣旨を明示すること。

(6) 許可申請に係る図書への記名及び押印等

許可申請書及び申請に係る図書等の作成については、建築士法（昭和25年法律第202号）を準用する。

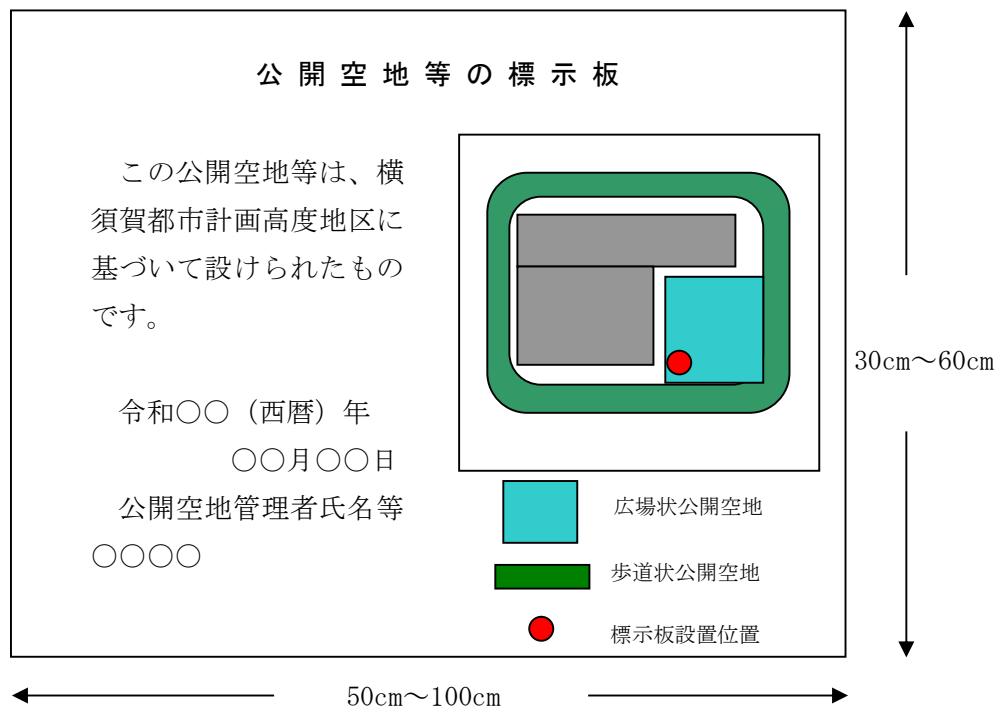
参考



Ⅱ 公開空地等の標示板

都市計画法等施行取扱規則第 31 条第 7 項に掲げる標識は、下記の標示板を例として作成し、設置すること。

(公開空地等の標示板の例)



附則

この認定手続は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この認定手続は、平成 19 年 11 月 7 日から施行する。

附則

この許可手続は、令和 7 年 11 月 11 日から施行する。